

ひなたGAP【青果物】 63項目

| 区分 | No. | レベル | 管理のポイント | 適合基準 | 取組例・留意事項 |
|-----------------|-------|-----|--|---|--|
| 1 農業経営全般に関する取組 | | | | | |
| 1.1ほ場環境の確認と衛生管理 | 1.1.1 | 必須 | 農地台帳や地図等を作成することで、面積や位置を明確化していること。 | 下記が明確となっている書類がある。 ①圃場地図(もしくは地番) ②面積 ③栽培品目(品種) | <ul style="list-style-type: none"> ・農場や施設等の概略図に、面積・栽培品目を書き込んだ書類を保管する。 ・インターネットサービスや地図情報システム等からダウンロードした地図を利用してもよい。 |
| | 1.1.2 | 必須 | ほ場の過去の使用履歴を把握し、土壌汚染等の問題がないことを確認していること。 | 土地の使用履歴や土壌汚染の有無について確認している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地となる前に工場でなかったか等化学物質等による汚染の心配がないか、土壌残留性農薬の使用がないか等を確認。 ・土壌汚染地域に該当するかをインターネットで確認するもしくは、県等に確認する。 |
| | 1.1.3 | 必須 | 整理整頓し、農業生産に用いる資材やゴミ等が放置されていないこと。 | ほ場及びその周辺には、不要な機材、資材や廃棄物(農薬容器、肥料包装、空き缶、吸いがら)が散乱していない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・不要物は廃棄し、ほ場、倉庫等の整理・整頓をする。 ・たばこの吸い殻や空き缶、農薬の空容器等が散乱していない。 |
| | 1.1.4 | 必須 | 工場排水や生活排水、堆肥や家畜糞尿の流入がないこと。 | 工場排水や家畜糞尿等の汚水が大雨時に流入しない。 流入の恐れがある場合は、流入を防ぐための対策を講じている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣に工場や廃棄物投棄場、畜舎、堆肥舎がないかを確認する。 ・汚染水の流入の危険がある場合には、排水溝を設置する等の流入対策をとる。 |
| | 1.1.5 | 必須 | ほ場やハウスには、ペットを持ち込まない他、野生動物の侵入を防ぐ措置を講じていること。 | ほ場・ハウス内へのペットの持込の禁止、ハウス等の施設ではネズミ等の野性動物の侵入を防止する対策を講じている。また、野生鳥獣による被害が懸念される場合は、それらを寄せ付けないため、作物残渣を放置しない、防護柵を設置する等の対策を講じている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬、猫等のペットをほ場に入れない。 ・鳥獣害被害が懸念される場合はネットや防護策を設置する。 ・ハウスやネットの破れ等がない状態を保つ。 ・作物残渣をほ場内や周辺に放置しない。 |

| | | | | | |
|-------------|-------|----|--------------------------------|--|--|
| 1.2 知的財産の保護 | 1.2.1 | 必須 | 登録品種等、他者の知的財産を侵害していないこと。 | <p>種苗は、正規に登録品種を購入することを基本とし、登録品種の無断使用や譲渡をしていない。</p> <p>登録品種の穂木や種を権利者の許可なく譲渡していない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・種苗は正規のルートから購入する。 ・自園で採取した種子、穂木等を見学者や他の農業者に譲り渡さない(もらわない)。 ・次のような場合は、権利者から利用許諾を得る。 <ul style="list-style-type: none"> ・栄養繁殖植物のうち、自家増殖が禁止されている植物を増殖する場合(パパイヤ属、あじさい属など82種類) ・いちご等の種苗をメリクロン培養のように別の作業過程を経て増殖する場合 ・契約で自家増殖が禁止されている場合 ・自家増殖して余った種苗を近所の農家に配布する場合 |
| | 1.2.2 | 必須 | 農業者自らが開発した知的財産を保護・活用していること | <p>農業者が開発した技術・商標は、活用手順について、権利化、秘匿、公開など、適切な選択をしている。</p> | <p>経営戦略や販売戦略の上から、どのような手段を用いるかを検討する。</p> <p>権利化 : 特許権又は実用新案権を取得</p> <p>秘 匿 : 開発者(個人・団体)のみで利用することとして、公にしない</p> <p>公 開 : 刊行物等に公表する、他者に教える</p> |
| 1.3 記録の保管 | 1.3.1 | 必須 | 種子・苗、肥料、農薬等農業資材の購入伝票を保管していること。 | <p>種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等を保管している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・農業資材を購入した際の伝票や領収書等は、保管する。 ・購入ロット等に関する情報も保管するように務める。 |
| | 1.3.2 | 必須 | 記録・帳票類を適切に保管していること。 | <p>農産物の出荷等に関する記録については出荷先、出荷日、数量、ほ場の特定ができるもの(出荷伝票でも可)を1~3ヶ年保管している。</p> <p>農産物の出荷に関する記録以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・出荷台帳に記録をし、最低1年間は保管する。 ・出荷伝票を保管する場合は、どのほ場から出荷した農産物かが明らかとなるようにする。 ・農業資材の購入伝票等や記録は、最低1年間は保管する。 |

| | | | | | |
|-------------------|-------|----|---|---|--|
| 1.4 生産計画 | 1.4.1 | 必須 | 生産計画を立て、その計画に基づいた取組を実施していること。 | 以下の項目を含んでいる計画があること。 ①作付ほ場 ②作付品目 ③収量 ④作業計画 ⑤収穫時期 産地で作成された栽培暦等がある場合は、栽培暦等をもって④、⑤に替えることができる。 | |
| 1.5GAPの点検 | 1.5.1 | 必須 | ひなたGAPの点検を実施していること。 | 自己点検もしくは、生産部会や地域関係者との点検を実施している。 また、自己点検の結果、不適合だった項目について、適合基準を満たすよう改善し、是正内容を記録している。 | ・現地審査を受審する前までに、自己点検(団体の場合は団体事務局等による点検)を実施する。 ・不適合であった項目については、是正内容を記録し、取組を行う。 |
| 2 農作業安全に関する取組 | | | | | |
| 2.1 危険箇所や作業の把握と対策 | 2.1.1 | 必須 | ほ場やその周辺の危険な場所や機械作業を把握するとともに、事故の発生を軽減する措置を講じていること。 | 作業員や作業員以外(来訪者含む)にとって危険な場所や作業、機械操作を把握し、事故を防ぐための対策、ルール、手順を文書化している、もしくは掲示物等で注意喚起をする等、事故を防止する対策を講じている。 | 例えば次の手順で取り組みます。 1 ほ場やその周辺の危険箇所や特に危険性の高い作業(機械作業等)を書き出す。 2 事故の発生を未然に防ぐために必要な対策を取り決め、実行する。 |
| 2.2 機械等の適正な使用 | 2.2.1 | 必須 | 農業機械等の機能、使用上の注意事項等を理解し、安全に使用していること。 | ①取扱説明書の内容を理解している又はメーカーの指導・助言を受けている。 ②機械の目的外使用や改造はしない。特に安全装備は取り外さない。 | ①取扱説明書がある場合は、しっかり内容を理解した上で、説明書を保管します。また、メーカーからの指導を受けることができる場合には、メーカーの指導を受けるようにします。 ②農業機械の目的外使用や改造は、思わぬ事故を招くことにも繋がるため、改造はしません。 |

| | | | | | |
|---------------------|-------|----|--|---|---|
| 2.3 作業者の健康と作業従事者の制限 | 2.3.1 | 必須 | 作業者の健康維持に努めている他、発熱や感染症への感染が疑われる場合は、作業を制限していること。 | <p>①作業者に体調不良時の報告を求める等、作業者の健康を把握している。</p> <p>②定期的な休憩時間を定めている。 * 夏季のハウス作業時等はこまめに休憩時間を定めていること</p> <p>③発熱や感染症が疑われる場合は、休ませることを基本として、作業を制限している。</p> | <p>①作業者には、体調が悪い場合等は必ず作業前に申告するよう事前に周知する。</p> <p>②10時、12時、15時など、定期的な休憩時間を定め、長時間の作業を行わない。</p> <p>③発熱や感染症が疑われる作業者が作業する場合は、例えば高所作業や機械作業、農薬散布作業等の危険作業は制限する。</p> |
| | 2.3.2 | 必須 | 機械作業、高所作業、農薬散布作業等の危険が伴う作業は、それに見合う力量がある作業者を定めていること。 | <p>以下の作業内容によって、作業従事者を定めている。</p> <p>○農薬散布作業 ○機械作業等 ○高所作業 等</p> | それぞれ研修等によって必要な知識や技術を修得した人を指定する。 |
| 2.4 服装及び装備 | 2.4.1 | 必須 | 農作業時は、事故防止等のため、適切な服装、装備を身に付けること。 | <p>①農作業時は、帽子・手袋等作業内容に応じた装備の着用をしている。</p> <p>②機械や高所作業時は、それぞれの安全対策のための装備を装着している。</p> | <p>・夏場等の暑い環境下での作業時は、帽子や汗を発散しやすい服装にする。</p> <p>・果樹の剪定作業等、高所での作業を行う際には、滑りにくい靴を着用する。</p> <p>・刈払機を使用する場合は、飛散物が顔面に当たる危険性があるため、ゴーグル等の保護具を着用する。</p> |
| | 2.4.2 | 必須 | 農薬散布時は、ラベルに従った防護服・装備を着用していること。 | 農薬ラベルに表示された防護服・装備(カッパ、ゴム手袋、ゴム長靴、ゴーグル、防護マスク等)を着用している。 | 使用する農薬のラベルの「安全使用上の注意」に表示されている保護具を着用する。 |
| | 2.4.3 | 必須 | 防護服は、着用後に洗浄し、収穫物の汚染や農薬による汚染の心配のない場所で乾燥させ、保管すること。 | 防護服や装備は、使用の都度洗浄(洗濯)し、収穫物の保管場所や農薬汚染のない場所で乾燥させている。 | <p>・農薬散布後は、使用した保護具をその都度洗濯する</p> <p>・使い捨てのマスクは複数回使用せず、その都度廃棄する。</p> <p>・洗濯した保護具は、収穫物の近くや農薬散布に使用する機械等に触れる場所では保管せず、事前に決めた保管場所で保管します。</p> |

| | | | | | |
|--------------|-------|----|---|---|--|
| 2.5機械等の整備・点検 | 2.5.1 | 必須 | 機械、装置、器具等は、使用前の安全点検と使用後に整備を行い、定められた場所で保管していること。 | 農業機械等は使用前に安全装備等を確認している。 また、使用後は清掃・点検を行い、所定の場所を定め、保管している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・機械・器具を使用する場合は、使用前に安全装備を含めた点検を行う。 ・使用後は、泥等の汚れを落とし、きれいな状態を保つとともに、必要に応じて整備(簡単な整備)を行い、定められた場所で保管する。 ・法律に基づく点検は必ず受けるようにし、必要に応じて認定整備施設等で整備する。 |
| 2.6燃料の保管 | 2.6.1 | 必須 | 燃料は適切な場所・方法で保管されていること。 | <ul style="list-style-type: none"> ①火気がなく、部外者がみだりに立ち入らない場所で保管している。 ②内容物に適した容器で保管している。 ③燃料の近くで火気を使用していない。 | <ul style="list-style-type: none"> ①燃料を保管する場合は、部外者が立ち入らない倉庫内等で保管する。 ②ガソリンはポリタンク等ではなく専用の容器で保管する。 ③保管場所付近での喫煙は禁止する。 |
| 2.7事故後の備え | 2.7.1 | 必須 | 必要に応じて労災保険に加入していること。 | <ul style="list-style-type: none"> ①常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。 (常時5人未満の労働者を雇用する個人事業者を除く) ②必要に応じて、特別加入している。 | <ul style="list-style-type: none"> 次に該当する場合は、労災保険に加入する。 ・個人経営で労働者を常時5人以上雇用する場合 ・個人経営で事業主が労災保険の特別加入をしている場合 ・法人経営で労働者を1人でも雇用する場合 ※ 任意加入の場合でも労働者の過半数が希望する場合や事業主が特別加入する場合(以下の場合)は強制加入となる。 |
| | 2.7.2 | 必須 | 農作業事故発生への備えがあること。 | <ul style="list-style-type: none"> ①事故発生時の対応マニュアル及び緊急連絡先も併せて掲示している。 救急、消防、警察、病院、電気、水道、ガス等 ②救急箱は、常に作業を行う場所の近くに備えている。 | <ul style="list-style-type: none"> ②救急箱には、止血、消毒等の応急処置に使用するものを常備する。家からほ場や施設が遠い場合等は、ほ場や施設にそれぞれ備えておくか、移動に使用する車 に備えておく。 |

| 3 環境保全に関する取組 | | | | |
|--------------|-------|----|--|--|
| 3.1 廃棄物の適正処理 | 3.1.1 | 必須 | 生産工程で発生する廃棄物を減らす取組をするとともに適正に処理していること。 | <p>①病虫害の発生の懸念がない作物残渣は、ほ場への還元や堆肥化等を検討する。</p> <p>②農業生産活動で発生したビニルや空袋等の廃プラスチックは分別し、適正に処理している。</p> <p>①作物残渣等の有機物は、ほ場への還元や堆肥化を検討します。ただし、植物残渣がほ場に残留することで、病虫害の発生等が懸念されるものは、ほ場に還元しません。</p> <p>②地域で決められた分類毎にゴミ箱を設置します。また、農業用ビニルやポリフィルム、タイヤ、肥料等のプラスチック容器、かん水チューブ等については、廃プラスチック適正処理対策推進協議会等を活用します。</p> |
| | 3.1.2 | 必須 | 廃棄物の野外焼却は原則行わないこと。 | <p>以下の場合以外の野焼き(野外焼却)を行わない。</p> <p>○農業で生じた廃棄物(稲わら、剪定枝等)のうち、周辺住民への影響が小さく、環境への影響に配慮し、やむを得ないものとして行われるもの</p> <p>○畦などの枯れ草の焼却</p> <p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」以外は廃棄物を焼却してはならないとされており、施行令において、焼却禁止の例外は「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの」とされている。</p> <p>・野外焼却を行う場合は、周辺住民への影響に十分気をつけ、必要に応じて事前に周知する。</p> <p>・畦焼き等の際には消防機関等と連携を取る。</p> |
| 3.2 土壌の保全 | 3.2.1 | 必須 | 傾斜のあるほ場等、土壌流出・浸食が予測される場合は、軽減する対策を実施していること。 | <p>土壌の浸食が懸念される場合は、マルチングや排水対策、等高線栽培等の対策を講じている。</p> <p>傾斜のあるほ場では以下のような対策を取ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・等高線に沿った畝立てを行う ・浸食により生じた溝は速やかに修繕する ・堆肥の施用等により土壌の透水性を改善する ・梅雨時期等、多雨期にほ場が裸地とならないよう被覆作物の栽培や草生栽培を行う |

| | | | | | |
|--------------|-------|----|---|--|--|
| 3.3省エネ対策 | 3.3.1 | 必須 | 施設・機械等の使用において省エネ対策を行っていること。 | 暖房機や農業機械等は使用前点検等を行い、エネルギー効率のよい状態で使用している。また、施設園芸等では必要に応じて重油消費を低減するための対策を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業機械等は、点検・整備によってエネルギー効率の良い状態を保つことができます。 ・また、農業機械を使用する際には、不必要に高いエンジン回転数で運転しないようにします。 施設園芸では次のような取組を行います。 ・暖房機等は毎年使用を開始する前に必ず点検整備を行う ・冬期に高い温度を保つ必要がある品目では、ビニルの二重被覆やその他の保温資材の活用を検討する |
| 3.4外来生物 | 3.4.1 | 必須 | 特定外来生物を適正に利用していること。 | <p>セイヨウオオマルハナバチを使用する場合は、以下の取組を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①環境省の許可を取っている。 ②定められた基準や取扱方法に従った飼養管理をしている。 | <p>セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は以下の取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養に関する環境省の許可を受ける(有効期間3年間) ・飼養施設での許可証の掲示 ・巣箱の購入・処分日、巣箱数、相手方等を記録し、年に1回報告 ・逸出を防ぐ措置 ハウス開口部にネットを張る、外部との出入口を二重以上にする、使用後は確実に殺処分する等 |
| 3.5土づくりと適正施肥 | 3.5.1 | 必須 | 堆肥等の有機物の施用により土づくりを行っていること。 | 土壌環境の改善等を目的として、必要に応じて堆肥等の有機物の施用や緑肥作物の植付により土づくりを行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・未熟な堆肥を使用すると、窒素飢餓による生育不良、有害微生物の増殖や有害な有機酸による生育不良が発生する可能性があります。 |
| | 3.5.2 | 必須 | 土壌診断や生育診断を実施し、診断結果に基づいた施肥を行い、不必要な施肥は行っていないこと。 | 必要に応じて土壌診断や生育診断を行い、診断結果や地域の栽培暦、施肥基準等を基に施肥を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に土壌診断等により土壌の状況を把握する。 ・生育途中に葉色やリアルタイム診断により、生育診断を行い、適正な追肥を行う。 ・施肥基準などを参考として、過剰な施肥は行わない。 |
| 3.6適正かん水 | 3.6.1 | 推奨 | かん水や液肥施用が適切に行われるよう使用資材の点検を行うこと。 | かん水がほ場全体に均一に行われるよう、使用する資材の点検を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・作を開始する際には、かん水パイプ等のつまりがないか確認するようにします ・作の途中であっても随時かん水の状況を確認するようにします |

| | | | | | |
|---------|-------|----|--------------------------------------|--|---|
| 3.7適正防除 | 3.7.1 | 必須 | 病虫害が発生・拡大しにくい環境づくりを行っていること。 | ほ場やその周辺の除草、害虫の侵入防止、輪作、抵抗性品種を利用する等、病虫害が発生しにくい環境づくりを行っている。また、発生の拡大を防ぐための対策を講じている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・輪作や対抗植物の利用、抵抗性品種を利用する。 ・ほ場内や周辺だけでなく、地域で一斉に除草を実施する。 ・除草によって害虫が作物に移動しないよう、適切な時期に除草を行う。 ・防虫ネットや紫外線除去フィルムの活用や、障壁作物を利用する。 |
| 3.7適正防除 | 3.7.2 | 必須 | 病虫害の発生状況等を基にした適期防除を実施していること。 | 発生予察情報や日頃の観察等を基に、発生時期や害虫の生育ステージ等に応じた適期防除を実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報や害虫発生状況の観察による害虫の発生状況を把握した上で防除を行う。 ・病害では、予防を防除の基本とする。 |
| | 3.7.3 | 必須 | 化学合成農薬以外の防除技術の導入により、総合的な防除を実施していること。 | 農作物に被害を与える病害虫について、化学合成農薬以外の防除技術を含め、適当な技術を選択し、導入している。 | <p>農薬以外の防除手段の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天敵、微生物農薬、性フェロモン剤等の使用 ・対抗植物の導入 ・ほ場やその周辺の除草、抑草シートの利用 ・防虫ネット、紫外線除去フィルム、光反射マルチ等の導入 ・障壁作物の利用 等 |
| | 3.7.4 | 推奨 | 農薬に対する耐性を生じないような防除を行っていること。 | 難防除病害虫等に対しては、同じ系統の農薬を連用せず、ローテーション防除を実施している。 | 同じ系統の農薬を連用することで、病虫害の農薬に対する耐性の獲得が進むことが懸念される。 |
| | 3.7.5 | 推奨 | 天敵・微生物殺菌剤等は効果が持続する方法で使用すること。 | 天敵を使用する場合は、適期に使用するとともに、天敵のエサとなる資材の追加等により、防除効果を維持するための取組を行っている。微生物殺菌剤等を使用する際には、効果的な使用方法を理解し、使用している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・天敵や微生物殺菌剤は病虫害の発生を確認する前から使用する。 ・微生物農薬は、繰り返し散布してほ場内の被覆率を高くする。 ・天敵の防除効果を維持するため紙コップなどを使用し、天敵の住みかを用意する。 |

| 4 農産物の安全に関する取組 | | | | | |
|----------------|-------|----|---------------------------------|--|---|
| 4.1 作業者の衛生 | 4.1.1 | 必須 | ほ場や作業場所から、通える衛生的なトイレや手洗い場があること。 | <p>①ほ場や作業場所から通える距離にトイレ・手洗い場がある。</p> <p>②トイレや手洗い場には、石鹼(消毒液)が設置してある。</p> <p>③定期的な清掃がされ、衛生的に保たれている。</p> | <p>①ほ場や作業場所から通える場所に衛生的なトイレ・手洗い場を確保します。手洗いに使用する水は、飲用適のもの(水道水等)とする。</p> <p>②トイレや手洗い場には、石鹼や消毒液を設置し、食事の前後、トイレの使用後や青果物に触れる収穫作業を行う際には、必ず手洗いをする。</p> <p>③トイレや手洗い場を汚してしまった場合はその都度清掃する他、毎週〇曜日に清掃する等定期的な清掃に努め、衛生的に保つ。</p> |
| 4.1 作業者の衛生 | 4.1.2 | 必須 | 作業者自身の衛生を保つ取組を行っていること。 | <p>作業者を介し農産物への微生物的、化学的汚染が発生しないよう、作業者自身を衛生的に保つ取組を行っている。</p> <p>例えば、清潔な服装や手袋の着用、作業前の手洗い等。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・発熱や感染症の疑いのある作業者には、収穫作業をさせない、または収穫物を汚染しない対策を実施 ・家畜ふんや堆肥等、微生物汚染が疑われるものに触れた場合は手を洗って他の作業に移る ・生鮮野菜、果樹類等の収穫時には、清潔な作業着や手袋を着用する |
| 4.2 水の使用 | 4.2.1 | 必須 | 使用する水が水道水以外の場合、水源の安全性を確認すること。 | <p>使用する水の水源を確認している。また、安全性が疑われる場合は、分析を行うとともに、対策を講じている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・使用する水の水源を確認し、水源の汚染の可能性がないかを把握するようにする ・使用する水源の近隣に畜舎や工場がある等、汚染の可能性が疑われる場合には、水質の分析を行う |
| | 4.2.2 | 必須 | 収穫物の洗浄等に使用する水の安全性を確認すること。 | <p>生鮮野菜・果実等については、収穫物の洗浄等に水を使用する場合は、飲用適(水道水は可)のものを使用する。</p> | <p>調理に加熱を伴わない品目については、病原微生物等による汚染を防ぐため、飲用適の水を使用することが推奨です。</p> |
| 4.3 堆肥・肥料の使用 | 4.3.1 | 必須 | 堆肥は適正な工程で生産されたものを使用すること。 | <p>堆肥は、数日間高温(70℃以上)で発酵したものを使用し、外来雑草の種子混入や重金属等のリスクが小さいものを使用している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・購入する場合は、原料は何か、何日間発酵させているか、切り返しは十分に行っているか等を確認する他、臭いや見た目、触った感触で、発酵したものを選ぶ |

| | | | | | |
|-------------|-------|----|-----------------------------------|---|---|
| 4.3堆肥・肥料の使用 | 4.3.2 | 必須 | 人糞尿は、使用しないこと。 | 人糞を肥料として施用していない。 | 人糞尿を適正に処理し、肥料取締法上の登録を受けた肥料の使用は問題ありません。 |
| | 4.3.3 | 必須 | 養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策をとっていること。 | 培養液の交換、衛生的な資材・機器の取り扱いにより、微生物的、化学的汚染を低減するための対策を講じている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・水供給機器の清掃、消毒の実施 ・培養液の頻繁な交換 ・培養液の再利用時は、微生物的、化学的汚染を防止するための処理の実施 |
| | 4.3.4 | 必須 | 肥料の使用について記録していること。 | 以下の内容が記録されている。 ①施用日、②施用したほ場、③施用した農作物、④施用した肥料の名称、⑤施用面積、⑥施用した量 | |
| 4.4農薬の使用 | 4.4.1 | 必須 | 農薬は台帳により管理していること。 | 農薬の入出庫は、台帳により管理されている。 | 台帳によって管理し、定期的に棚卸を行い、管理台帳と実際に保管されている農薬に齟齬がないか確認する。 |
| | 4.4.2 | 必須 | 期限切れ農薬は適正に処理していること。 | 使用期限を超過した農薬等、廃棄するものは、販売店等の回収サービスや廃棄物処理業者を利用し、適正に処理している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・有効期限が切れた農薬は、誤使用を防ぐため、廃棄するまでの期間、他の農薬と分けて保管する。 ・廃棄の際には、販売店やJA、産業廃棄物処理業者等に相談し、廃棄する。 |
| | 4.4.3 | 必須 | 農薬は適切な方法で保管されていること。 | 農薬の保管について、下記の項目を満たしている。 ①鍵のかかる保管庫で保管 ②剤型別、種類別に保管し、粉剤を上段、液剤を下段に保管 ③液剤はプラスチックトレイ等の容器で保管 ④開封済みの農薬は、密閉して保管 ⑤農薬は、購入時の容器のまま保管(ペットボトル等への移し替え禁止) | <ul style="list-style-type: none"> ①保管庫は、施錠でき、容易に持ち運びできるものでなく、染みこまない素材のものを選ぶ。また、常に施錠し、鍵は他者が容易に持ち出せる場所に置かないようにするか、特定の管理者を定めて保管する。 ④開封済みの農薬は、こぼれないよう二重三重に折り曲げ、クリップ等でとめて保管します。 |

| | | | | | |
|----------|-------|----|-----------------------------------|--|---|
| 4.4農薬の使用 | 4.4.4 | 必須 | ドリフト低減対策を講じていること。 | <p>①周辺ほ場へのドリフトを低減するための対策をしている。</p> <p>②農薬散布時に周辺住民への周知を行っている。</p> | <p>①飛散防止対策として次のような対策を取ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接ほ場の近くでは、自分のほ場に向かって農薬を散布する ・ドリフト低減ノズルを使用する ・早朝など風の弱い(ない)時間帯を選んで散布する ・ほ場とほ場の間に緩衝帯を設けるか、ソルゴー等により飛散の“壁”を作る <p>②農薬を散布する際は、事前に周辺住民に農薬を散布する旨を伝える。また、通学路等がある場合は、子どもの通学時間は散布しない。</p> |
| | 4.4.5 | 必須 | 農林水産省登録農薬又は特定農薬以外は使用しないこと。 | 農林水産省の登録のある農薬及び特定農薬以外は使用していない。特に、肥料等の農業資材で病害虫に効果がある等と表示されたものは使用していない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・農薬を購入、使用する際は、「農林水産省登録番号」の表示を確認する。 ・除草剤では、農林水産省登録番号の記載がない除草剤(非農耕地用除草剤)は使用できないため注意が必要。 ・農薬的効果をうたう肥料等の資材は使用しない。 |
| | 4.4.6 | 必須 | 農薬使用時は、ラベルの表示を確認し、正確に希釈・使用していること。 | ラベルの表示を必ず確認し、使用時期、適用作物、希釈倍数、散布量等を守って使用している。また、土壌くん蒸剤を使用する場合は、揮散を防止するため、被覆を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ラベル等で使用基準を確認して使用する。 ・希釈早見表等を使用し、使用する薬剤の量を誤らないようにする。 ・計量時は、専用のはかりや計量カップを使用し、計量せずに直接タンクに入れない。 |
| | 4.4.7 | 必須 | 農薬は使用残が発生しないよう必要な量だけ秤量していること。 | 散布後に散布残が生じないよう、栽培面積等に応じて、必要な散布量を計算し、秤量している。 | |
| | 4.4.8 | 必須 | 農薬使用前には、散布機等防除器具の十分な点検を実施すること。 | 使用前には、タンク、散布機、ホース内に前回使用した農薬残液が残っていないことを確認している。 | ・ホース等に薬液が残っていることで、農薬残留事故に繋がる。 |
| | 4.4.9 | 必須 | 農薬散布後は、散布機等防除器具を洗浄していること。 | 農薬使用後の洗浄方法を定め、薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等を十分に洗浄している。 | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------|--------|----|--|--|--|
| 4.4農薬の使用 | 4.4.10 | 必須 | 散布残液は、適正に処理していること。 | 散布残液は、規定の散布量を超えないことを確認して散布ムラに撒くか、作物や河川の汚染、人への危害を及ぼさない非農耕地に廃棄している。 | ・散布残液が生じた場合は、散布ムラの調製に使用することを基本とする。その上で、残液が生じた場合は、農耕地や用水路、作業の動線から離れた場所で人がむやみに立ち回らない場所を定めて廃棄する。 |
| | 4.4.11 | 必須 | 農薬の使用について記録していること。 | 以下の内容が記録されている。 ①使用日、②使用したほ場、③使用した農作物、④使用した農薬の名称、⑤使用量及び希釈倍率 | ④農薬の名称は、「〇〇水和剤」や「〇〇フロアブル」等、剤型まで記録します。 |
| | 4.4.12 | 必須 | 農薬の空容器は、風雨にさらされない場所で保管し、産業廃棄物として適正に処理すること。 | 農薬の空容器は、風雨にさらされない場所で保管し、産業廃棄物として販売店等の回収サービスや廃棄物処理業者を利用し、適正に処理している。 | ・農薬の空容器は、十分に洗浄した後、廃棄までの間、分別して保管する。このとき、保管場所は風雨等の影響を受けない場所を指定する。 |
| 4.5資材・機材の衛生的な管理 | 4.5.1 | 必須 | 農産物と接触する資材やトラクター等の農機具、器具類等を衛生的に保管・取扱・洗浄していること。 | 農産物と接触する可能性のあるトラクター等の農機具やハサミ等の収穫器具、収穫容器、運搬車両等は農産物の汚染に繋がらないよう取り扱い、汚れた場合には洗浄する等、衛生的に管理されている。 また、長期間保管する場合等は、屋内等の清潔な環境で保管する。 | ・可食部に触れる収穫ハサミは、使ったその日に洗浄する。 ・収穫容器(コンテナ等)は地面に直接触れないようシートを敷く ・汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使用した運搬車両はしっかり洗浄し、清潔なシートを敷く等、収穫物が接触しないようにする。 |
| | 4.5.2 | 必須 | 資材の殺菌消毒、施設・機械類の清掃等について記録していること。 | 施設、機械類、農機具の清掃、資材の洗浄・消毒に係る記録を付けている。 | ・農業機械や収穫用コンテナ等の洗浄、施設の清掃について記録する。 |

| | | | | | |
|-----------------|-------|----|--|--|--|
| 4.6収穫・輸送・調製時の管理 | 4.6.1 | 必須 | <p>収穫・運搬時の汚染や異物混入に繋がる危険性を把握し、対策を講じていること。</p> | <p>収穫、運搬時の汚染や異物混入に繋がる行為や物について把握しており、これを元に定められたルールがあり、実行されている。ルールには以下の項目を含んでいる。</p> <p>①収穫時の汚染・異物混入対策 微生物・化学的な汚染、収穫時に使用する資材、土、出荷できない農産物、作物残渣等の混入、りんごの場合はパツリン(かび毒)汚染 等</p> <p>②運搬時の汚染・異物混入対策 微生物・化学的な汚染、運搬時の資材等の混入 等</p> <p>③異物混入に繋がる細かな資材等の持込・使用・保管について 収穫作業時に使用する器具、筆記用具 等</p> | <p>収穫・運搬時に異物混入する恐れがあるものや、食中毒に繋がるような微生物汚染、農薬等による汚染に繋がる可能性があるものをリスト化し、その防止のための対策を考え、ルール化します。また、従業員等がいる場合には、貼り紙や研修等により周知する。</p> <p>①収穫作業時に農薬等による汚染や異物混入に繋がる行為や物 ②運搬時に農薬等による汚染や異物混入に繋がる行為や物 ③異物混入を防ぐため、収穫時に施設やほ場に持ち込んではいけない物</p> |
| 4.6収穫・輸送・調製時の管理 | 4.6.2 | 必須 | <p>農産物取扱施設での汚染や異物混入等の可能性を把握し、対策を講じていること。</p> | <p>農産物取扱施設での汚染や異物混入に繋がる行為や物について把握しており、これを元に定められたルールがあり、実行されている。ルールには以下の項目を含んでいる。</p> <p>①異物混入に繋がる機械の使用、資材の持込・使用・保管について ②飲食・喫煙・休憩場所について ③作業を行う人の衛生について(手洗い・服装・体調) ④訪問者の衛生について ⑤害虫等への対応について</p> | <p>農産物取扱施設において異物混入する恐れがあるものや、食中毒に繋がるような微生物汚染、農薬等による汚染を防止するため、ルールを定める。また、従業員等がいる場合には、貼り紙や研修等により周知する。</p> <p>①異物混入に繋がる機械や資材についてリスト化し、持込やその使用についてルール化する ②例えば、飲食等は休憩施設等を指定する ③選果作業等を行う者の服装や、作業開始前の体調の確認、手洗いのタイミング、頻度等 ④訪問者の施設内への立入の禁止等 ⑤衛生害虫のモニタリングの実施や発生を確認した際の対応</p> |

| | | | | | |
|--------------------|-------|----|----------------------------------|---|---|
| 4.6収穫・輸送・調製時の管理 | 4.6.3 | 必須 | 農産物取扱施設や包装資材等の保管は衛生的な状態となっていること。 | <p>①床は水はけがよい状態となっている。</p> <p>②定期的な清掃が行われている。</p> <p>③施設等には、ペットや野生動物が入らないようにしている。</p> <p>④施設等は、明るく、色の識別が出来る。</p> <p>⑤清掃用具は、破損しにくいもの、混入しても発見しやすいものを使用している。</p> <p>⑥包装資材は、汚れないような場所・方法で保管している。</p> <p>⑦廃棄物や不要物が放置されておらず、指定の場所で廃棄まで衛生的に管理されている。</p> | <p>②月曜日は清掃の日等、定期的に清掃を行うルールを定める。</p> <p>③ペットは施設に持ち込まない。また鳥獣が進入しないようドアを開放しない、進入防止のネットを設置する等。</p> <p>⑤清掃用具の破損により異物混入が懸念される場合等は、破損しづらいものや破損しても見えやすい色のものを使用する</p> <p>⑥包装資材は、地べたに置かず、パレット等の上で保管する。また、ほこりを防ぐため清潔な布などをかぶせる。</p> |
| | 4.6.4 | 必須 | 収穫物は適切な環境で輸送・貯蔵していること。 | <p>①収穫物は、高温下に長時間放置せず、運搬時も適切な温度管理を行い、品質低下を防ぐための取組を行っている。</p> <p>②貯蔵時は、貯蔵施設を清潔な状態、適切な温度に保ち、収穫物の品質低下、汚染を防止する環境となっている。</p> | <p>①直射日光が当たる場所(屋外)や高温となるハウス内に収穫物を放置しない</p> <p>②低温貯蔵庫は清掃により衛生的な状態を保ち、結露による水滴が収穫物に触れないよう壁から離して保管する</p> |
| 4.7残留農薬検査とトレーサビリティ | 4.7.1 | 必須 | 残留農薬検査による安全性の確認を行っていること。 | 残留農薬検査により、出荷する農産物の安全性の確認を行っている。 | <p>・農薬の残留検査は、年1回以上実施するようにします。</p> <p>・サンプリングは、ドリフトなどの危険性が高いほ場や、残留しやすい品目等を選定する。</p> <p>・残留農薬検査を実施した場合は、記録を保管する。</p> |
| | 4.7.2 | 必須 | トレーサビリティの体制があること。 | 出荷した農産物がいつ、どこで収穫したものを特定することができる。 | 出荷記録等から、収穫日、出荷数量、ほ場等を確認できることを確認します。 |